

## 新型コロナウイルス「COVID-19」感染拡大予防ガイドライン

2020年6月1日  
公益社団法人日本カヌー連盟

本連盟では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために2020年2月27日付で「新型コロナウイルス「COVID-19」対策ガイドライン」をホームページにてお知らせしていますが、政府から示された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下、「基本的対処方針」という)及び新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(以下、「専門家会議」という)の提言、公益財団法人日本スポーツ協会と公益財団法人日本障害者スポーツ協会の「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等にもと基づき、本連盟における競技会開催に当たってのガイドラインを更新いたしましたので、確認してください。

なお、競技会以外の講習会他、各種イベントについても同様の対応として参照願います。

### 【基本方針】

選手・役員及び来場者の生命・健康の安全を最優先に細心の注意をはらい、安全に競技運営ができるようにする。

### 【対策】

#### 1 イベント・競技会再開に当たっての基本的な考え方

競技会再開に当たっては、政府の基本的対処方針や、専門家会議提言、公益財団法人日本スポーツ協会・財団法人日本障害者スポーツ協会作成の「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」の基本的な考え方に基づき、競技会開催における共通留意事項を示すので、これらを踏まえて対応を行う。なお、イベント・競技会開催に当たっては、開催される都道府県の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等へ相談願う。

イベント・競技会を開催するに当たっては以下の条件によることが必要である。

- ① イベント・競技会が開催される都道府県の方針に従う
- ② 参加者が所属する都道府県が開催地を含めた都道府県間の移動を認めている
- ③ 競技会にむけた練習期間が確保されている
- ④ イベント・競技会に関わる参加者(選手・役員・関係者)が「新しい生活様式」に従って感染対策を実践している
- ⑤ 開催地において十分な感染防止対策を実行できる

## 2 地域の状態に応じたイベント・競技会開催の判断基準

### (1)特定警戒都道府県に指定される都道府県

都道府県知事からの自粛要請等に基づき、感染リスクへの対応が整わない場合は中止または延期する。

### (2)特定警戒都道府県以外の特定都道府県に指定される都道府県

全国的かつ大規模なイベント・競技会の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止または延期する。

比較的少人数が参加するイベント・競技会の開催については、地域の感染状況等も踏まえて、各都道府県知事によるイベントの開催制限が解除される場合は、適切な感染防止策を講じた上で実施することが可能となる。

### (3)緊急事態措置の対象とならない都道府県

「新しい生活様式」の定着や適切な感染防止策が講じられることを前提に、各都道府県知事により段階的に規模要件が緩和することとされている。また、「移行期間における各都道府県の対応について」を踏まえた各都道府県のスポーツイベントを含む催事の開催に係る方針に従い、実施の可否等を判断する。

移行期間において、各段階の一定規模以上のイベント・競技会開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期するなど、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとる。

## 3 イベント・競技会開催・実施時の感染防止策

### 主催者が運営に当たり留意すべき事項

#### (1)事前対応

- ① 感染防止のために主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化し、適切な場所に掲示すること
- ② 開催地自治体及び関係機関・団体と連携し、情報の共有に努め、連絡体制の整備を行うこと
  - ・最新情報や留意事項を確認し、その状況に応じて遅滞なく対応すること
  - ・感染の拡がりや重症度をみながら、必要に応じて規模を縮小すること
  - ・救急体制の整備や緊急時の確認を怠らないようにすること

(事前に厚生労働省の電話相談窓口、都道府県・保健所等の相談窓口の連絡先を確認のこと。)

  - ・イベント・競技会終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと
- ③ 参加者(チーム代表者)とイベント・競技会の事前・当日・事後に連絡をとれる環境を整えること
  - ・参加者の宿泊先、代表者の連絡先を把握して対応に備えること
  - ・参加者に対し、感染防止のために遵守すべき事項を明確にして、事前に連絡し協力を求める。
  - ・参加者への連絡事項を運営スタッフ、関係者にも同様に事前伝達すること
- ④ 会場における感染防止対策をとった設営・設置の準備をすること
  - ・競技会場の点検(人の動線、衛生管理)を行う。
  - ・感染予防のための備品、消耗品等を開催地で確保・準備すること
- ⑤ 障がい者や高齢者などに配慮した環境を整備すること

- ⑥ 各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること

## (2) 参加募集時

感染拡大防止のために、参加者には以下の事項について事前に連絡し協力願う。

- ① 以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせること(イベント・競技会当日に書面にて確認)
  - ・体調がよくない場合(発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
  - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること(参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ④ 参加者は当日、健康チェックシートを提出すること
- ⑤ 諸手続の費用等は事前振込みにするなど、受付場所での現金授受等を避ける工夫をすること
- ⑥ 他者との距離(できるだけ2mを目安に(最低1m))を確保すること(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)
- ⑦ チームの待機場所(テント等)における密を避けるための工夫をすること
- ⑧ 大きな声での会話、応援等をしないこと
- ⑨ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- ⑩ イベント・競技会終了後2週間以内に新型コロナウィルス感染症を発症した場合は、主催者へ速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

## (3) 当日の参加受付時の対応・留意事項

- ① 受付場所には、手指消毒剤を設置すること
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないよう呼びかけること  
(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる)
- ③ 人と人が対面する場所は、できる限りアクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること
- ④ 受付を行うスタッフにはマスクを着用させること
- ⑤ 検定・公認費用等は事前振込みとし、受付場所での現金授受等を避けること
- ⑥ 混雑を避けるために、受付時間の拡大や、距離をおいて(できるだけ2mを目安に(最低1m)並べるように目印の設置等を行うこと
- ⑦ 参加者から健康チェックシートの提出を求める(チーム代表者がまとめて提出)

## (4) 参加者への対応

### ① 体調確認

主催者は、開催当日に参加者から健康チェックシートの提出を求める

### ② マスク等の準備

主催者は参加者がマスクを準備しているか確認すること

なお、競技中のマスクの着用は不要であるが、参加受付、着替え、表彰式等の競技外の時間、特に会話をする時はマスクの着用を求める

### ③ 熱中症対策

感染拡大予防のため、マスク着用は必要であるが、夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離(2m 以上)が確保できる場合は、熱中症のリスクを考慮し、適宜マスクを外すようすめること

また、マスクを着用している場合は、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渴いていなくてもこまめに水分補給を心掛けるよう呼びかけること(周囲の人との距離を十分にとれる場所で、適宜、マスクをはずして休憩も必要)

従来の熱中症予防行動も必要であり、水分補給や涼しい場所での休憩など場内アナウンス等で注意を促す。

## (5)来場者の対応

① 選手・役員・関係者以外の観客等を来場可能とするかの判断については、開催自治体の方針に従うこと

② 観客を入れる場合は、事前に以下の事項をホームページ等で周知すること

- ・体調の悪い人は来場を控える(健康チェックシートの内容確認のこと)

- ・来場する際はマスクを着用すること

- ・観客同士が密な状態にならないようにすること

- ・それが2m以上の間隔をとること(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)

- ・大声での会話、応援等をしないこと

- ・熱中症対策をとること

- ・各自のゴミは密閉して持ち帰ること

- ・安全管理ための注意に応じない場合は、会場から退場してもらう措置を講じること

③ 当日

- ・会場各所にアルコール等消毒剤を設置すること

- ・事前に通達した内容を場内アナウンス等隨時行い注意喚起すること

- ・注意しても改善されない場合は、会場から退場してもらうなどの措置を講じる

## (6)会場(室内で実施するもの)

① イベント・競技会において、会場に室内を使用する場合は、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと

② 換気設備を適切に運転すること

③ 定期的に窓を開け、外気を取り入れる等の換気を行うこと

## (7)ゴミの廃棄

① 会場内のゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること。また、マスクや手袋を脱いた後は必ず石鹼と流水で手洗い、手指消毒をすること

② 各自のゴミは密閉して持ち帰ることとする

## (8)競技会における感染防止対策

### ① 監督会議/代表者会議

- ・参加者(参加チーム)への連絡事項・注意事項等を事前にメールで通知する
- ・当日、会場での開催が必要な場合は、三つの密を避けて屋外にて短時間で行う
- ・雨天時に室内で行う場合は、ドア・窓等を開けて換気に努め、スペースを取って行う
- ・参加者全員マスクを着用すること

### ② 配艇/検艇

- ・人と人が対面する場所は、できる限りアクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること
- ・役員はマスクを着用する
- ・混雑を避けるために、距離をおいて(できるだけ2mを目安に(最低1m)並べるように目印の設置等を行うこと
- ・使用した用具、艇番は消毒すること

### ③ 乗降艇

- ・乗降艇の混雑を避けるため、桟橋(乗降台)へ立ちに入る人数を制限する
- ・艇は選手自身が運ぶこと(障がい者の補助を行う場合は除く)
- ・乗降艇後は速やかに桟橋(乗降台)から離れる事を指示すること

### ④ 審判員

- ・マスク着用を基本とするが、業務上難しい場合は、位置取りに注意して対面で会話をしないようにすること
- ・本部や集計等、室内で業務を行う場合、密にならないような配置をし、換気扇を回す、2つ以上のドア・窓を開けて常時換気を行うこと
- ・控え室は広さにゆとりを持たせ、審判員同士が密になることを避けること
- ・複数が触れると考えられる場所(ドアノブ、テーブル、椅子等)については消毒すること
- ・役員ミーティングは会場で三密とならない場所で行うこと
- ・審判で使用した用具等は消毒すること

### ⑤ 組み合わせ・結果等

- ・掲示場所での混雑を避けるための工夫をすること  
(掲示場所を分散する、チーム毎に配付ケースを準備する、掲示板での発表をせずインターネットなどの活用を図る等)

### ⑥ 式典

- ・開会式や閉会式、表彰式など多人数が集まる式典は、必要最小限(各チームの代表数名)の参加にとどめ実施すること。状況に応じて行わない。

## (9)会場における感染防止対策

### ① 手洗い場所・洗面所(トイレ)

- ・トイレの複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー、仮設トイレ内のバー等)については、こまめに消毒すること
- ・トイレの蓋を(ある場合は)閉めて汚物を流すよう表示すること
- ・手洗い場所には石けん(ポンプ型が望ましい)を用意すること
- ・「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること

- ・手洗い後に手拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意すること
- ・参加者にマイタオルの持参を求めてよい
- ・布タオルや手指乾燥設備については使用しないようにすること
- ・アルコール等の手指消毒剤を会場入口や、関係各所に設置する

### ② 更衣室、休憩・待機スペース

- ・更衣用テントを設置する場合、広さにゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること  
(障がい者の介助等行う場合を除く。)
- ・一度に入室する参加者の数を制限すること
- ・室内またはスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(テントのシート、ドアノブ、ロッカーカーの取手、テーブル、椅子等)については、こまめに消毒すること
- ・換気扇を回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること

### ③ 飲食物の提供時

- 飲食物の提供は、以下の安全対策に十分配慮した上で判断すること
- ・飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること
  - ・参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声をかけること
  - ・スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶などで、未開封の飲料を提供すること
  - ・果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと
  - ・夏期における飲食物の提供は特に十分な注意必要であり、内容及び提供方法等確認すること

## (10) 参加者が遵守すべき事項

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。(競技会当日に書面にて確認)
  - ・体調がよくない場合(発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
  - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② 当日、健康チェックシートを提出すること
- ③ マスクを持参すること(参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にマスクを着用すること)
- ④ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ⑤ 舟、用具等はできるだけ使用者を固定する。複数の人が使用する場合、用具等は使用後にアルコール等消毒剤で拭き取ること
- ⑥ 他者との距離(できるだけ2m を目安に(最低1m))を確保すること(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)
- ⑦ チームの待機場所(テント等)における密を避けるための工夫をすること
- ⑧ 大きな声での会話、応援等をしないこと
- ⑨ ゴミは密閉して、各自で持ち帰ること
- ⑩ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- ⑪ 競技会終了後 2 週間以内に新型コロナウィルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

- ⑫ ミーティング、食事など宿泊施設においても、三つの密を避けること
- ⑬ 移動時における感染防止対策を十分にとること

#### (11) 参加前後の留意事項

- ① 来場する以前から健康管理に努め、各自対策を講じておくこと
- ② チームの代表者は自身の体調管理はもちろんのこと選手の体調管理に十分留意すること
- ③ 移動時における感染対策を十分に行うこと
- ④ 会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮すること
- ⑤ ミーティングや食事においても三つの密を避けること
- ⑥ 宿泊施設においては、居住スペースが密とならないよう配慮すること
- ⑦ 必要な買い物等は、特定した少人数で行うこと
- ⑧ 大会後や会場から帰宅してからも、十分な消毒はじめ対策を各自が行い、健康管理に努めること

#### (12) 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

##### ① 十分な距離の確保

運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(2m以上)を空けること(介助者や誘導者の必要な場合を除く。)

強度の高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要がある。

##### ② 位置取り

陸上でウォーミングアップやクールダウン等はできるだけ集団でなく個別に行い、混雑を避けた場所で行うようにすること

走る際には、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること

水上でウォーミングアップやクールダウン等をする際は、近距離での並漕を避け、艇間の距離を空けること

##### ③ 使用用具の消毒等

複数人が使用する用具等は、各使用後に消毒すること

##### ④ その他の留意事項

- ・運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- ・タオルの共用はしないこと
- ・飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。また、トング等で大皿での取り分けや回し飲みはしないこと
- ・飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと

## 4 練習・トレーニングにおける注意事項

緊急事態宣言が解除された後は、一定の移行期間を設け、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、各都道府県の感染拡大予防ガイドライン等の実践を前提に、各種活動の制限要請が緩和されつつ、段階的に活動レベルが上がっていくことになります。

練習再開に当たっては、所在する都道府県の方針等を十分確認の上、活動を再開することはもちろん、トレーニングは段階的に進めるなど健康と安全に十分配慮して行ってください。

尚、トレーニングの再開については、公益社団法人日本カヌー連盟強化部より出されている「カヌー活動再開ガイドライン」を参照してください。

### (1) 練習再開時の留意事項

- ① 練習場所・施設の使用再開は、都道府県知事の感染防止方針に従うこと
- ② 練習参加者数は、都道府県知事の方針のもと上限人数を定めること
  - ・移行期間を踏まえ、グループ毎など少人数から行うようにすること
- ③ 練習参加者の氏名、連絡先を把握すること
- ④ 以下の事項に該当する者には、練習参加の見合わせを求める
  - ・体調がよくない場合(発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
  - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合

### (2) 練習環境整備

- ① 消毒液の設置
  - ・艇庫や練習場所の入口、各所にアルコール等消毒剤を用意すること
- ② マスクの準備
  - ・練習参加者はマスクを持参すること

練習中のマスクの着用は不要であるが、練習以外の時間、特に会話をする時は、マスクの着用を求める
- ③ 手洗い場所・洗面所(トイレ)
  - ・トイレの複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー、仮設トイレ内のバー等)については、こまめに消毒すること
  - ・トイレの蓋を(ある場合は)閉めて汚物を流すよう表示すること
  - ・手洗い場所には石けん(ポンプ型が望ましい)を用意すること
  - ・「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること
  - ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意すること
  - ・参加者にマイタオルの持参を求めてよい
  - ・布タオルや手指乾燥設備については使用しないようにすること
- ④ 更衣室
  - ・できるだけ使用せず、練習ができる服装での来場を推奨する
  - ・使用する場合は、一度に入室する参加者の数を制限し、短時間で済ませること
  - ・室内またはスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テ

ーブル、椅子等)については、こまめに消毒すること

- ・換気扇を回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること

#### ⑤ 艇庫

- ・使用する人数を制限すること

- ・扉や窓を開けて換気をすること

- ・複数の参加者が触れると考えられる場所はこまめに消毒すること

### (3)練習時における留意事項

① 一度に練習する人数を制限すること

- ・グループ分け、練習時間の短縮、時差開催、練習場所を分散して行うなど工夫すること

② 参加者は体温報告や、健康チェックシートを提出すること

③ マスクを持参すること(トレーニング時以外はマスクを着用すること)

④ 荷物は間隔を空けておくこと、または個別のロッカー等に入れること

⑤ 他の参加者となるべく距離(2m以上)を空けること(介助者や誘導者の必要な場合を除く)

⑥ 大きな声で会話しない(正面での会話は避ける)

⑦ 使用した機器、用具は消毒すること

⑧ タオル、ドリンク等は他の人と共有しないこと

⑨ ミーティングを行う場合は三密を避け、短時間でまたはリモートで行うなど工夫すること

⑩ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話を控えめにすること

⑪ 更衣はできるだけ自宅ですませる

⑫ ゴミは各自で密閉して持ち帰ること

⑬ 練習前後にうがい・手洗いを行うこと

⑭ 公共交通機関を利用して移動する場合は、マスク着用の上、ラッシュ時や混雑した車両を避けすること

⑮ 検温と活動記録を書くこと

以上